単　位　事　務　名	
授　業　料　免　除	
根拠及び参考法令	鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例　【第９条】 鹿児島県立高等学校授業料の減額及び免除に関する規則 鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程（県立学校長に委任する個別事項） 県立高等学校授業料の減免の事務処理要領 鹿児島県立高等学校授業料関係処理の手引 県立高等学校授業料徴収条例，県立高等学校授業料の減額及び免除に関する規則及び県立高等学校入学料の免除に関する規則の一部改正について（通知） 【平成22年６月30日鹿教総大210号（総務福利課扱い）】 県立中学校及び高等学校授業料徴収条例，県立高等学校授業料の減額及び免除に関する規則及び県立高等学校入学料の免除に関する規則の一部改正について(通知) 【平成26年4月21日鹿教総第78号（総務福利課扱い）】 高等学校等授業料の免除に関する取り扱いについて 【平成26年9月1日付鹿教総第271号（総務福利課扱い）】
項　目	処　理　方　法
授業料の減免	校長において特に必要と認めるときは，教育委員会の承認を得て授業料又は受講料（いずれも科目履修生に係るものを除く。）を減額し，又は免除することができる。 【徴収条例第９条】
減免の対象者	１　校長は生徒が次の各号の一に該当すると認めるときは，教育委員会の承認を受けて，授業料を減免することができる。 (1)　生活保護法(昭和２５年法律第１４４号)第１１条第１項に規定する保護を受けている者又はこれに準ずる程度に困窮していると認められる者と生計を一にするとき。 (2)　生徒の保護者が，火災又は風水害等により災害を受け，生計に重大な支障を生じたと認められるとき。 (3)　前２号に定めるもののほか，特に減免の必要があると認められるとき。 ２　前項各号に掲げる場合のほか，校長は，生徒が次の各号の一に該当すると認めるときは，教育委員会の承認を受けて，授業料を減免することができる。 (1)　生徒が死亡又は行方不明等の理由により退学したときは，当該生徒に係る未納額の分 (2)　生徒が鹿児島県立高等学校学則第２１条の２の規定により留学を許可されたときは，当該許可による期間 【規則第２条】
減免承認の事務委任	校長は，生徒が次の各号の一に該当すると認めるときは，授業料の減免の承認を行うことができる。 (1)　保護者（親権を行う者又は未成年後見人をいう。以下同じ）が生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１１条第１項に規定する保護を受けている生徒 (2)　保護者が（1)に準ずる程度に困窮していると認められる生徒で次のいずれかに該当する場合 ア　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第７条に規定する児童福祉施設に入所している生徒 イ　保護者が地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９５条第１項第２号の規定により市町村民税の非課税の措置を受けている生徒 ウ　保護者が地方税法第２９４条の規定による市町村民税を均等割のみ納税している生徒 (3)　死亡により退学した生徒 (4)　鹿児島県立高等学校学則（昭和２７年鹿児島県教育委員会規則第８号）第２１条の２の規定により留学を許可された生徒 【事務委任規定】

項　　目	処　　理　　方　　法
	また，平成26年9月1日付鹿教総第271号高等学校等授業料等の免除に関する取り扱いについて（通知）により，平成26年4月1日より適用し下記のとおり取り扱うことする。また，当分の間県立学校長が承認できるものとする。 高等学校等就学支援金制度の支給対象とならない次のいずれかに該当する者のうち保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が50万7000円未満の場合は「鹿児島県立高等学校授業料の減額及び免除に関する規則」第２条第１項第３号を適用し授業料等を免除する。 （ア）　高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）を超える者 （イ）　単位制高校において通算74単位，年間30単位を超える者 ※　高等学校等をこれまでに卒業し又は修了したことのある生徒については，授業料及び受講料を徴する。 ※　高等学校等をこれまでに退学したことのある生徒で学び直し支援金の支給対象となる場合は免除の対象とならない。
減免の手続（新　規）	1　年度当初の場合 (1)　授業料減額（免除）申請書（第１号様式） (2)　市町村民税・県民税課税額証明書（第２号様式）又は減免の必要性を事実確認できる証明書 授業料の減免を受けようとする生徒は期日までに上記書類を校長に提出する。 校長は必要事項を調査のうえ下記書類に意見を具して毎年６月２５日までに教育委員会に提出する。 (3)　授業料減額・免除承認申請書　　（第３号様式） (4)　授業料減額・免除調書　　（第３号様式別紙１） ※生活保護の生徒に係る減免の早期承認等も考慮する。（入学時等） 2　年度途中における手続 そのつど速やかに書類を校長に提出する。 校長は規定による書類の提出を受けたときは，そのつど速やかに必要事項を調査し，書類に意見を具して教育委員会に提出する。
減免の承認	授業料減額・免除調書（第３号様式別紙１）により，教育委員会は校長に通知する。 【規則第４条】
減免の決定	校長は，教育委員会の承認を受けたときは，すみやかに授業料の申請をした生徒に対し授業料減額（免除）決定通知書（第４号様式）により通知し授業料の減免を行う。 【規則第５条】
現　況　届	前項の規定により減免を受けている生徒は，毎年度校長が定める期日までに，次に掲げる書類を校長に提出しなければならない。 (1)　授業料減額（免除）現況届（第５号様式） (2)　市町村民税・県民税課税額証明書（第２号様式）又は減免の必要性を事実確認できる証明書 ※校長は，上記書類により確認する。　【規則第５条の２】
減額する授業料の額	減額する授業料の額は月割により納付すべき額の２分の１とする。　【規則第６条】
減免の数	授業料を減免する生徒の数は予算の範囲内で定める。　【規則第７条】
減免の期間	授業料の減免を行う期間は生徒が在学する学校の正規の修業年限とする。ただし，特別の事情があるときは，この限りではない。 【規則第８条】
減免の取消し	1　校長は，生徒が減免の対象者として該当しなくなったときは，直ちに，減免の取消しを行い，その旨を生徒に通知しなければならない。 2　校長は，前項の取消しを行ったときは，その旨を速やかに，授業料減額・免除異動報告書（第３号様式）により教育委員会に報告しなければならない。 【規則第９条】

項　　目	処　　理　　方　　法
申請についての事務手続き	1　教育委員会への提出書類

区分 ＼ 提出書類	通常の場合		生徒が死亡行方不明等の場合	生活保護等の生徒の承認報告の場合	減免の取消し報告の場合（退学，転出を含む）	減免者の転入学の場合
	年度当初	年度途中				
授業料減額(免除)申請書（第１号様式）	○（学校長承	○認は除く）				
市町村民税・県民税課税額証明書（第２号様式）	○	○				
被災証明書等事実を確認できる書類	○（該当者	○のみ）				
授業料減額・免除承認申請書（第３号様式）	○	○	○			
授業料減額・免除調書(第3号様式別紙1)	○２部	○（コピー可）	○	○		
引き続き減免を受ける者の名簿(第3号様式別紙2)	○					
授業料減額・免除異動報告書（第３号様式）				○	○	○
減免を取り消した者の名簿(第3号様式別紙2)					○	
校長の意見具申書			○			○
教育委員会が必要と認める書類	その都度指示する。					

（注）第３号様式別紙１のみ２部(生活保護の生徒の承認報告時を除く)，他は１部
（注）生活保護等とは生活保護，児童福祉施設入所，非課税及び均等割の者と生計を同一にしている，死亡，留学をいう。

2　申請書等の提出月日等について
(1)　期　日　　年度当初分は６月２５日
　　年度途中分はその都度
(2)　提出先　　総務福利課長（経理係）